



公益財団法人ソーシャルサービス協会 第 45 回理事会 議事録

- 1. 開催日時 2022年(令和4年)12月9日(金)午後1時~午後3時15分
- 1. 場 所 全日自労会館6階会議室
- 1. 理事総数 7名
- 1. 出席理事 7名 神田豊和 涌井俊夫 柴田和啓 角田季代子 入月孝広 池田 寛 野崎佳代子
- 1. 欠席理事 なし
- 1. 出席監事 伊藤東一 小太刀美津枝
- 1. 欠席監事 なし
- 1. 議事録作成者 涌井俊夫

1. 議事の経過の要領とその結果

上記の通り出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により代表理事・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事・涌井俊夫を全員一致で承認した。

第 1 号議案 第 44 回理事会、第 32 回評議員会(みなし)以降等近々の報告(役員の職務報告等を含む)の件

涌井俊夫常務理事が、第 44 回理事会、第 32 回評議員会(みなし)の議事録について報告した。

つづいて、涌井常務理事から上記、理事会、評議員会において内閣府認定等委員会から修正依頼がされていた「2021 年度決算報告書」修正の件が内閣府から承認された旨報告された。

つづいて、涌井常務理事より財団創立 60 周年記念事業について、記念品作成(クリアファイル&ボールペン)を作成し、財団役員(評議員・理事・監事)、財団関係団体・事務所等、事業所全職員に配布したこと、10月1日付常用雇用調査報告をおこない、常勤、非常勤あわせた総数は135人(4月1日現在から15人増)であること、財団の年間「2023 年度スケジュール表」を作成したことが報告された。

つづいて、涌井常務理事よりコロナ禍の影響で全国所長会議が開催できず、Zoom による個別所長会議を実施(11月25日~12月5日)し、今年度上半期の振り返りと、2023 年度予算作成にあたってなどの意見交換をおこなったことの報告、神田理事長から補足発言があり、会議を記録した資料の説明、ワークセンターでは京都府とも相談しながら、生活困窮者支援に関して定款にそった事業を検討中であることが報告された。

つづいて、涌井常務理事より新型コロナウイルス関連の各事業所の状況で、9月以降、京都(1人)と都城(2人)で職員の感染報告があったことが報告された。

つづいて、涌井常務理事より各事業所の状況が報告され、都城事業所への資金援助として50万円を「月末支払い分に充当」目的で援助したこと、建交労京都支部と京都事業所分会に向けて11月「労使協議会に関する協定(案)」を提起し、京都事業所と財団の経営的状況の共有化を図る提案をしたことを報告した。あわせて、「労使協議会に関する協定(案)」の協議会委員に野崎理事の協力を得ることを確認した。

つづいて、涌井常務理事より新規事業所の開設計画があることを提案し、神田理事長より開設趣意書にもとづき、(仮称)伊丹事業所の検討経過について報告がされた。

つづいて、涌井常務理事より内閣府公益認定等委員会事務局から「立入検査」実施の件で連絡があり、立ち入り検査日は2023年3月2日に決まったことが報告された。あわせて、2021年度事業報告は受理されたことが報告された。

つづいて、涌井常務理事よりその他事項として、MJSサーバーの更新と取り換え作業を12月21日に行うこと、北区滝野川のユニオンコーポ会館の屋上の「天井等の漏水及び、塗装剥離など発生」に対する見積もりが友咲建設より示され、階段室換気扇設置工事 ¥572,000円を発注した件、北区滝野川のユニオンコーポ会館101号に片山組(新宿区建設会社)が11月14日から入居した件が報告された。

議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第2号議案 2022年度第二四半期結果と監査報告の件

涌井常務理事から2022年度第二四半期結果について提案された。提案内容は以下の通り。

今期第二四半期の経営結果は、1,866万円の黒字です。前年対比で349万円の改善です。4事業所にて黒字を達成しました。前年との対比でみると、ITセンタでは前年上期765万円の黒字が899万円の黒字に前進。職業訓練で1,232万円の黒字を確保したが、HP管理で332万円の赤字でした。ワークセンターでも758万円の黒字で昨年を383万円改善しました。介護事業分野では、京都では19万円の到達で(前年対比で125万円の後退)、都城では221万円の赤字で前年対比で209万円後退、第一四半期対比で140万円後退しました。仙台では17万円の黒字で前年比57万円の改善となりました。

介護事業全体では184万円と大きな赤字となりました。前年対比で277万円の後退です。京都事業所、都城事業所での利用者拡大や都城事業所でのヘルパー確保が急務です。

財団全体では、半期で1,866万円という剰余があります。下期の事業活動にて収益とバランスの取れた費用管理が一段と強める必要があります。

つづいて、伊藤監事より、2022年10月28日実施の監査報告について報告がされ、続いて小太刀監事より追加報告がされた。

監査結果と監査意見は、次のとおりである。

監査結果

会計種類等は、監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認した。また、今期の業務執行状況についても適正に執行されていることを確認した。

監査意見

1. 2022年度第二四半期の会計状況は、全体として2020年度、2021年度に引き続き黒字を確保し、年間決算で黒字を出して以来、本監査日までその状態は継続しています。この傾向は特段の事情がない限り継続することが予想されます。
2. しかし、全体の成果として評価は出来るものの、特定の事業所の赤字体質は大きく変化していません。これらの事業所に対する個別の対策をお願いします。
3. 一方で、内閣府より公益財団として、発生した剰余は収支相償ルールに基づき適切な処理をするよう指摘されています。財団としての具体的計画化をお願いします。
4. 経理実務については、事務局担当者の交代もあり大変ですが、本部経理実務の向上、また、各事業所への経理指導をお願いします。
5. 理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと

認めます。

以上

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第3号議案 2023年度(令和5年度)予算作成にあたって(案)の件

涌井常務理事より全事業所において、2023年度予算を作成するにあたり提起した予算の基本視点について、報告された。特に、2020年度、2021年度事業報告を内閣府に提出するにあたり指摘された「収支相償ルール」を反映させて作成することを重視したと以下のように報告された。

公益目的の維持・継続に貢献する事業所のとりくみをすすめよう。

地域社会が何を求めているかを把握し、その中で自分たちのできることを使命としてとりくもう。

公益財団法人ソーシャルサービス協会は「高齢者福祉への貢献」を目的に公益性を有しています。そのために私たちは「公益財団法人ソーシャルサービス協会」の存続の維持と安定的な継続性を確保することが必要です。収益は、①事業を支える働く労働者の生活を守る給与、②事業の継続を図る設備投資費用、③不測の事態に対応する資金等が必要となります。そのうえで、公益財団の収支の適正な均衡が求められます。

2020年(令和2年)年度に続き、2021年(令和3年)年度決算においても黒字になりました。2020年度に2,340万円の剰余が発生し、2021年度も481万円の剰余が発生しました。

剰余発生の主要な要因につき財団において検討・整理してみると、

* 〈2020年度〉においては赤字克服に向けて事業所の大きな奮闘がありました。

* 〈2021年度〉においては収支バランスの均衡を図る努力をすすめました。

事業所での収支バランス均衡への努力とあわせて、現に発生している剰余を中長期的に収支を均衡させるために「資産取得資金の積立」等の手立てを活用します。当財団は公益財団法人として税制優遇をうけており、法律の建付け上「収支相償」が原則になっています。今後発生する必要な資金の積立制度の活用を計画します。財団本部および剰余が出ている事業所には「資産取得資金の積立」の口座を設けます。

2023年度、全事業所に提起する本部の運営費について

会議費等本部運営に必要な経費

MJS会計ソフト、税理士顧問料等の合算で……………約400万円

サーバーの更新等……………約100万円

計500万円を収入比率で分担していただきます。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第4号議案 「資産取得資金等取扱規程」(案)の件

涌井常務理事より公益財団法人としての会計原則に則った運営をすすめるにあたり、ソーシャルサービス協会に「資産取得資金等取扱規程」を設け、公益財団法人としての収支相償にもとづき「今後発生する経費」に充てる資産取得資金を積み立てをおこなう提案がされた。

提案を受けた審議の中で、池田寛理事より「資産取得資金積立」制度は、財団の先を見据えた積立制度で積立資金の使用目的も限定されずに財団の公益性の維持、継続にあたり有効性の高い制度で有用であることの報告がされた。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第5号議案 「公益通報者保護に関する規程」(案)等の件

涌井常務理事より財団のより高い質の向上をめざして、「公益通報者保護に関する規程」(案)を設けることの提案がされた。

「公益通報者保護制度」は消費者庁が所管する法律で、2022年(令和4年)6月1日に施行。公益財団法人ソーシャルサービス協会においても施行にもとづき、法令等違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、内部通報窓口(通称ヘルプライン)を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにすることを目的とする「公益通報者保護に関する規程」を設けます。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第6号議案 第33回評議員会開催の件 2023年(令和5年)1月20日(金) 午後1時~4時

涌井常務理事より第33回評議員会開催について提案がされた。

なお、本理事会1号議案の新規事業所に関する進捗状況によっては、「定款変更の件」が追加されることの報告がされた。

第1号議案 第45回理事会、第32回評議員会(みなし)以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件

第2号議案 2022年度第二四半期結果と監査報告の件

第3号議案 2023年度予算作成にあたって(案)の件

第4号議案 第46回理事会開催の件 3月8日(水)午後1時~4時

第5号議案 第34回評議員会開催の件 3月24日(金)午後1時~4時

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第7号議案 第46回理事会開催の件 2023年(令和5年)3月8日(水) 午後1時~4時

涌井常務理事より次回の第46回理事会開催について提案された。

第1号議案 第46回理事会、第33回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件

第2号議案 2022年度第三四半期結果と監査報告の件

第3号議案 2023年度事業計画(案)、2023年度予算(案)の件

第4号議案 内閣府公益認定等委員会事務局の立入検査の件

第5号議案 第34回評議員会開催の件 3月24日(金)午後1時~4時

第6号議案 第47回理事会開催の件 6月7日(水)午後1時~4時

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後3時15分に閉会を宣言し散会した。

2022年(令和4年)12月9日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議長 代表理事 神田 豊和 ⑩

監事 小太刀美津枝 ⑩

以上